

予算決算常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計予算	4
議案第 2 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計予算	5
議案第 3 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計予算	6
議案第 4 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算	6
議案第 5 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算 ..	7
議案第 6 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計予算	8
議案第 7 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計予算	8
議案第 8 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 9 号）	11
議案第 9 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	13
議案第 10 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 3 号）	13
【散 会】	14

1 日 時

令和6年2月27日（火）午前9時56分～午後1時34分

2 場 所

議場

3 出席委員（15名）

委員長	小林 勇 治				
副委員長	櫻 井 恵 二				
委 員	渡 邊 英 子	榊	真衣子	森 島 武 芳	
	齋 藤 典 子	神 谷	靖	石 塚 政 行	
	掛 下 法 示	宮 本 莊 山	高 瀬 由 子		
	関 由紀夫	伊 藤 幹 夫	佐 貫	薫	
	石 井 侑 男				

4 欠席委員

なし

5 説明員（37名）

(1) 総合政策課（1人）

①総合政策課長 和田理男

(2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 宮本典子

(3) 総務課（3人）

①総 務 課 長 高橋弘一

②行 政 担 当 相馬香織

③財 政 担 当 矢板 洋

(4) 税務課（5人）

①税 務 課 長 佐藤裕司

②管理収納担当 清水ゆう子

③市 民 税 担 当 田代和子

④資 産 税 担 当 白田修一

⑤徴 収 担 当 谷中清吉

(5) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野晋一

(6) 高齢対策課（3人）

①高齢対策課長 加藤清美

②地域支援担当 手塚宏子

③介護保険担当 森山 敦

(7) 子ども課（2人）

①子 ど も 課 長 高橋理子

②泉 保 育 所 長 田城博子

(8) 健康増進課（3人）

①健康増進課長 日賀野真

②健康増進担当 橋本幸江

③国保医療担当 星 有美

(9) 生活環境課（1人）

①生活環境課長 山口 武

(10) 市民課（1人）

- ①市 民 課 長 高久聡子
(11) 農林課（１人）
①農 林 課 長 村上治良
(12) 商工観光課（１人）
①商工観光課長 小林 徹
(13) 建設課（１人）
①建設課長 柳田 豊
(14) 都市整備課（１人）
①都市整備課長 沼野英美
(15) 地籍調査課（１人）
①地籍調査課長 黒田 禎
(16) 出納室（１人）
①出 納 室 長 丸谷久美子
(17) 教育総務課（２人）
①教育総務課長 細川智弘

- ②教 育 監 小原智江
(18) 生涯学習課（１人）
①生涯学習課長 佐藤賢一
(19) 選挙監査事務局（１人）
①選挙監査事務局長 柳田恭子
(20) 水道課（３人）
①水 道 課 長 斎藤正樹
②業 務 担 当 前野秀明
③工 務 担 当 高塩康幸
(21) 下水道課（３人）
①下 水 道 課 長 江連康一
②業務管理担当 阿久津順子
③施 設 担 当 藤田範行

6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 星 哲 也 粕 谷 嘉 彦 佐 藤 晶 昭

8 付議事件

- 議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計予算
- 議案第 7 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算(第 9 号)
- 議案第 9 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 10 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（小林勇治） ただいまの出席委員は 15 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 （9 時 56 分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第 1 号から議案第 7 号までの、令和 6 年度矢板市一般会計、各特別会計及び各企業会計の当初予算 7 件、議案第 8 号から議案第 10 号までの、令和 5 年度各会計の補正予算 3 件の、計 10 件である。

○委員長 執行部からの説明に当たっては、予算書の順番にそってそれぞれの担当課から説明をお願いします。

説明に入る前に挙手をお願いします。私から指名するので、指名されたら着座のまま説明願いたい。

議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計予算

○委員長 議案第 1 号を議題とする。初めに歳入について説明を求める。

○委員長 暫時休憩する。 （9 時 58 分）

○委員長 会議を再開する。 （9 時 59 分）

○委員長 初めに予算書についての説明、歳入についての説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「令和 6 年度矢板市予算書」の 1～7 ページにより説明）

○税務課長（佐藤裕司）

（「令和 6 年度予算に関する説明書」の 6～7 ページにより説明）

○総務課長 （「令和 6 年度予算に関する説明書」の 6～27 ページにより説明）

○委員長 説明に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

お諮りする。令和6年度矢板市一般会計予算の歳出の審査方法は、総務常任委員会、教育福祉産業常任委員会を単位とする分科会に審査を付託したいと思う。

歳出について、総務常任委員会の所管に属する事項については予算決算常任委員会総務分科会に、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項については予算決算常任委員会教育福祉産業分科会に審査を付託したいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、各分科会に付託することに決定した。

分科会については、予算決算常任委員会終了後、審査に入るようお願いする。

○委員長 暫時休憩する。 (10 時 20 分)

○委員長 会議を再開する。 (10 時 38 分)

議案第2号 令和6年度矢板市介護保険特別会計予算

○委員長 議案第2号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（加藤清美）

（「令和6年度矢板市予算書」の9～11ページ、「令和6年度予算に関する説明書」の140～166ページにより説明）

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第3号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計予算

○委員長 議案第3号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長 (日賀野真)

(「令和6年度矢板市予算書」の13～15ページ、「令和6年度予算に関する説明書」
の168～192ページにより説明)

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

議案第4号 令和6年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長 議案第4号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「令和6年度矢板市予算書」の17～18ページ、「令和6年度予算に関する説明書」の194～205ページにより説明）

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11 時 03 分)

○委員長 会議を再開する。 (11 時 10 分)

議案第5号 令和6年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

○委員長 議案第5号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（江連康一）

（「令和6年度矢板市予算書」の19～20ページ、「令和6年度予算に関する説明書」の208～213ページ、「令和6年度事務事業の概要」の41ページにより説明）

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（質疑・討論なし）

○委員長 これより採決する。

議案第 5 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決された。

議案第 6 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計予算

○委員長 議案第 6 号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長 (齋藤正樹)

(「令和 6 年度矢板市予算書」の 21～23 ページ、「令和 6 年度予算に関する説明書」
の 216～259 ページ、「令和 6 年度事務事業の概要」の 44～45 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 6 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(質疑・討論なし)

○委員長 これより採決する。

議案第 6 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決された。

議案第 7 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計予算

○委員長 議案第 7 号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「令和 6 年度矢板市予算書」の 25～27 ページ、「令和 6 年度予算に関する説明書」
の 262～303 ページ、「令和 6 年度事務事業の概要」の 46～47 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 7 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 確認したいのだが、収益的収入及び支出において、収入の中の営業収益が、おそらく人口の減少によりマイナスになっていると思うが、一方、支出を見るとかなりプラスが多くなっている。営業収益が減少しているが、他会計補助金により支出の増加分を補う、税金からの支出により補填し帳尻合わせをしていると思うが、下水道の使用量が減っているのであれば、支出についてもその相当分減らすのが筋かと思ったので、支出が増えている理由は何か。

○下水道課長 支出が増えた理由としては、先ほども説明したが、次年度に公共下水道事業の全体計画の見直しと、内水浸水想定区域図の作成をしなければならないという理由で増えている。

○掛下委員 今の説明ではよく分からない。「令和6年度予算に関する説明書」の290ページの収益的収入及び支出で下水道使用料が減っている。それに対して支出もそれに見合うだけの同等若しくは若干減るぐらいのレベルであればよいのだが、294ページで営業費用が増えている。このつじつまを合わせるために、収入で他会計補助金を増やしている。このように他会計補助金を増やすことは望ましいことではないと感じるので、本来であれば、下水道使用料が減ればそれに見合うだけ支出を調整する必要があるのと思ったのでどうかという質問である。

○委員長 暫時休憩する。 (11 時 40 分)

○委員長 会議を再開する。 (11 時 43 分)

○下水道課長 「令和6年度予算に関する説明書」の290ページの3条予算では約2,400万円増えていますが、300ページの4条予算の他会計補助金は約2,000万円減っている。そのような中で、先ほど申し上げた公共下水道事業の全体計画の見直しと、内水浸水想定区域図の作成を3条予算により実施しなければならないという理由で予算が増えているように見えているということである。

○掛下委員 説明が分かりにくい。単純な話である。

要は下水道使用料が減っている。本来、その収入に見合うだけの支出に調整しなければならぬのににもかかわらず支出が増えている。その支出が増えた分を他会計補助金でカバーしていると思っているのだが、これが続くようであれば、永続的に他会計補助金が増えて税金を投入するのではないか、そのことを心配しているわけである。

○下水道課長 令和6年度は、公共下水道事業の全体計画の見直しと内水浸水想定区域図の作成をしなければならないので増えてしまう。この事業が終われば増やさずにすむということになる。

○掛下委員 提案者側は分かっていると思うが、僕たちは分からないので、どういった計画を作成しなければならないので令和6年度だけ増えるということを明確化していただきたい。

○委員長 ただ今、今回（令和6年度）だけ増える理由の説明はありましたが。

○掛下委員 どんな事業で増えたか理由が分からないので、事業の中身を教えてください。

○下水道課長 中身については、国から実施するよう指示されている公共下水道事業の全体計画の見直しと、内水浸水区域図、内水ハザードマップを作成するための基礎資料を作成するための業務委託を来年度に実施しなければならないということである。

○掛下委員 今の説明で必要であることは分かったが、今の説明は、予算書のどの部分になるか。

○下水道課長 「令和6年度予算に関する説明書」の294ページの管渠費の委託料である。

○掛下委員 管渠費の委託料の右側の説明の欄に下水道管渠清掃業務委託等と記載があるが、そこに今説明があったプラス分の事業を付け加えれば分かりやすいと思うのだが、検討いただけるか。

○下水道課長 分かった。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑・討論なし)

○委員長 これより採決する。

議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11 時 50 分)

○委員長 会議を再開する。 (12 時 56 分)

議案第8号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第9号）

○委員長 議案第8号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「令和5年度矢板市補正予算書」の1～6ページ、「令和5年度予算に関する説明書」の2～17ページにより説明）

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 「令和5年度予算に関する説明書」の4ページの軽自動車税について、新車登録台数が減ったとの説明があったが、具体的に登録台数は何台減ったのか。

○税務課長 当初見込みより222台の減である。

○伊藤委員 222台減ったということは、どのような理由があるのか。

○税務課長 令和4年度は、半導体不足が解消され新車の供給が安定し販売が好調であつたが、今年度はその反動もあり、また、物価高の影響で自動車価格が高くなっていることで、新車の購入が伸びなかったということによる減と分析している。

○伊藤委員 ただ今、半導体のという説明がありましたが、ということは新車が減って中古車が増えたということが考えられるのか。

○税務課長 中古車の取得ということでよろしいか。

○伊藤委員 はい。

○税務課長 それ（中古車）も含めて伸びなかったということである。

○伊藤委員 3月4月は新車に限らず自動車の登録台数が増えると思うが、一番多くなるのは何月ごろなのか、人口動態から考えた場合に、人口減少により登録台数に影響すると思うが、調査を実施しているか。

○委員長 暫時休憩する。 (13時18分)

○委員長 会議を再開する。 (13時19分)

○税務課長 多いのは1月から3月の時期である。人口動態との関係の調査研究については、実際に資料がないので分からない。

○伊藤委員 すいません。予算から外れた質問であつたかもしれない。社会現象だから仕方のないという部分もある。実際に物がそろわなかったということもあり得ると思う。以上で質問は終わる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

議案第9号 令和5年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長 議案第9号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「令和5年度矢板市補正予算書」の7～9ページ、「令和5年度予算に関する説明書」の20～25ページにより説明)

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(質疑・討論なし)

○委員長 これより採決する。

議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

議案第10号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算(第3号)

○委員長 議案第10号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長

(「令和5年度矢板市補正予算書」の11ページ、「令和5年度予算に関する説明書」の28～33ページにより説明)

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(質疑・討論なし)

○委員長 これより採決する。

議案第 10 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決された。

【散 会】

○委員長 お諮りする。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに異議ないか

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、本日はこれにて散会する、

次回は、3 月 7 日、午前 10 時から議場にて開催するので参集願いたい。

(13 時 34 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長